

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局（認定薬局）

【必要書類一覧】 ※変更事項により届出期日が異なりますので注意して下さい。

- ① 変更届書（様式第六）
- ② 添付する書類（以下の該当する事項のとおりです。）
- ③ 届出期日を過ぎて提出する場合は、遅延理由書

変更事項	届出に必要な書類	届出期日	注意事項
認定薬局開設者の氏名	個人の場合：戸籍謄（抄）本 ^{注1}	30日以内	注1 ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 注2 ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ^{注2}		
認定薬局開設者の住所	個人の場合：添付書類不要	30日以内	注1 ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ^{注1}		
責任役員（法人の場合）	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ^{注1}	30日以内	注1 ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。 注2 ：責任役員が法第5条第1項第3号のへに該当するおそれのある者については、当該責任役員の精神機能の障害に関する医師の診断書の添付が必要となります。（発行後3ヶ月以内のものを添付してください。）
	欠格条項に関する誓約 ^{注2} <u>※変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第1項第3号イ～トのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれかに該当するかを記載し、該当しないときは、「新役員は法第5条第1項第3号イ～トのいずれにも該当しない。」旨を記載</u>		

変更事項		届出に必要な書類	届出期日	注意事項
傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤薬剤師の氏名（ <u>専門医療機関連携薬局のみ</u> ）	薬剤師がかわった場合	使用関係を証する書類（共通様式7） ----- がんに係る専門性の認定を受けた薬剤師であることを証する書類の写し	30日以内	注1 ：戸籍謄（抄）本又は書換え後の薬剤師免許証（書換え申請中の場合は、申請中であることの証明書でも可） →薬剤師免許証書換え交付申請を奈良県内の保健所で行った場合は不要。 注2 ：薬剤師の氏名・本籍地の変更は、薬剤師名簿訂正申請が別途必要です。
	氏名の場合	変更事項を証する書類 注1、注2		
薬局の名称		添付書類不要	事前	
薬局の所在地の表記		変更内容がわかる書類（住居表示変更の場合、市町村が発行する通知書の写し又は証明書）	30日以内	※住居表示変更又はビル等の名称変更（市町村合併による所在地の表記変更を除く）

【省略可能な添付書類】

戸籍謄（抄）本 登記事項証明書 使用関係を証する書類（共通様式7） 診断書（共通様式4）	申請者が、他の申請・届出の添付書類として薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合。 ただし、戸籍謄（抄）本及び登記事項証明書は発行後6ヶ月以内、診断書（共通様式4）は発行後3ヶ月以内のものの場合のみ省略可。
---	---